

# 令和4年度 第1回山形市男女共同参画センター運営委員会

令和4年5月27日（金）10時30分～  
男女共同参画センター5階 視聴覚室・研修室2

## 次 第

- 1 開 会
- 2 委嘱状交付
- 3 委員自己紹介・職員紹介
- 4 正・副委員長の選任
- 5 正・副委員長のあいさつ
- 6 議 事
  - (1) 報告
    - ① 令和3年度事業報告について （別冊「年報ファーラ」）
  - (2) 協議
    - ① 令和4年度事業計画について
    - ② 令和4年度市民企画講座について
- 7 その他
- 8 閉 会

## 山形市男女共同参画センター運営委員会委員名簿

任 期：令和4年4月1日～令和6年3月31日

(敬称略 五十音順)

氏 名	所 属
阿部 由希	ファーラ大学修了生
五十嵐 健裕	やまがたイグメン共和国代表
石田 一馬	山形商工会議所青年部
岡田 美由紀	ファーラ大学修了生
奥野 千秋	ファーラ大学修了生
佐藤 慎也	山形大学教授
神保 由美	楯山小学校校長
中村 広志	山形市社会福祉協議会常務理事
廣谷 小夜子	ファーラ使用登録団体
山川 唯美	ファーラ使用登録団体
横尾 峰子	山形市女性団体連絡協議会

令和4年度山形市企画調整部男女共同参画センター職員名簿

企画調整部長	畑口 和久
男女共同参画センター所長	高橋 真枝
男女共同参画センター参画推進総括 主幹（兼）副所長	古内 和彦
男女共同参画センター主幹	五十嵐 葉子
男女共同参画センター主査	庄司 貴洋
男女共同参画センター主査	大石 唯
男女共同参画センター運営事務員	佐藤 和歌子
男女共同参画センター運営事務員	山本 まり子
男女共同参画センター運営事務員	沼沢 理子
男女共同参画センター運営事務員	笹原 映子
男女共同参画センター運営事務員	石澤 美佳

○山形市男女共同参画センター条例

平成7年9月25日条例第34号

改正

平成14年12月25日条例第57号

山形市男女共同参画センター条例

題名改正〔平成14年条例57号〕

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画に関する各種の施策を展開する拠点施設の設置及び管理等について必要な事項を定め、もって男女がともにその能力を十分に発揮できる環境づくりを推進し、男女共同参画社会の形成に資することを目的とする。

一部改正〔平成14年条例57号〕

(設置、名称及び位置)

第2条 この市に前条の目的を達成するための施設を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 山形市男女共同参画センター

位置 山形市城西町二丁目2番22号

一部改正〔平成14年条例57号〕

(事業)

第3条 山形市男女共同参画センター（以下「センター」という。）においては、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 講座及び研修会等の開催に関する事。
- (2) 使用者の自主的な学習活動への支援に関する事。
- (3) 個人及び団体間の交流の促進に関する事。
- (4) 情報の収集及び提供に関する事。
- (5) 各種の相談に関する事。
- (6) その他第1条の目的を達成するため市長が必要と認める事。

一部改正〔平成14年条例57号〕

(使用の許可)

第4条 センターを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、使用を許可する際に、必要な条件を付することができる。

3 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた目的以外にセンターを使用してはならない。

一部改正〔平成14年条例57号〕

(使用の制限)

第5条 市長は、センターを使用させることが不相当と認めるときは、使用を許可せず、又は使用を許可した後であっても許可を取り消し、若しくは使用の中止を命ずることができる。

一部改正〔平成14年条例57号〕

(原状回復の義務)

第6条 使用者は、その使用が終わったとき、又は使用の中止を命ぜられたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第7条 使用者は、その使用により建物又は附属設備若しくは備付けの物品を損傷又は滅失させた場合において、前条の原状回復ができないときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(運営委員会)

第8条 センターの運営の円滑化を図るため、センターに山形市男女共同参画センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会は、委員15人以内をもって組織し、委員は、知識経験を有する者及び各種団体の代表者等のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 4 運営委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。
- 5 委員長は、運営委員会を代表し、会務を総理する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

一部改正〔平成14年条例57号〕

(会議)

第9条 運営委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、委員長は、その議長となる。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成8年2月1日から施行する。

附 則 (平成14年12月25日条例第57号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正前の山形市女性センター条例(以下「旧条例」という。)第4条第1項の規定により受けた女性センターの使用の許可(施行日以後の使用に係るものに限る。)は、改正後の第4条第1項の規定により受けたセンターの使用の許可とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例第8条第2項の規定により委嘱された山形市女性センター運営委員会の委員である者は、施行日に、改正後の第8条第2項の規定により山形市男女共同参画センター運営委員会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる委員の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、平成16年3月31日までとする。

## 山形市男女共同参画センター運営委員会要項

(趣旨)

第1 この要項は、山形市男女共同参画センター条例（平成7年市条例第34号。以下「条例」という。）第8条の規定により設置された山形市男女共同参画センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2 運営委員会は、男女共同参画センター（以下「センター」という。）の運営に関する事項及び条例第3条に掲げる事項について審議するものとする。

(会議)

第3 運営委員会の会議（以下「会議」という。）を招集する必要がある場合において、委員長及び副委員長がともにないときは、市長が会議を招集し、あらかじめ市長が指名した委員がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができないものとする。

3 運営委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによるものとする。

(書面による議事の決定)

第4 第3第3項の規定にかかわらず、委員長（第3第1項の規定に該当する場合にあっては、市長。以下この項において同じ。）は、次に掲げる事由に該当する場合には、会議における議決に代えて、委員長が書面により委員の意見を徴し、又は議事に対する可否を問い、それに対して委員が可否を表明する方法をもって議事を決定することができる。

(1) 緊急に議決を要する場合において、会議を招集する時間的余裕がないとき。

(2) 災害の発生、感染症のまん延等により、会議を開催することが合理的でないと認められる場合。

2 第3第3項の規定は、前項の規定により議事を決定する場合について準用する。この場合において、第3第3項中「出席委員」とあるのは「委員」と、「議長」とあるのは「委員長（第1項の規定に該当する場合にあっては、市長）」と読み替えるものとする。

(委任)

第5 この要項に定めるもののほか、運営委員会の運営について必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要項は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年2月1日から施行する。

## I 令和4年度事業計画について

山形市では、令和4年2月に「男女共同参画のまち山形」の実現をめざし、第4次山形市男女共同参画計画「いきいき山形男女共同参画プラン」（計画期間：令和4年度～令和8年度）を策定しました。

男女共同参画センターでは、このプランに基づいて、7つの事業を展開し、それら事業や活動を通して市民に対し情報の提供を行なうとともに男女共同参画意識の啓発を推進します。

また、男女共同参画のまちづくりに向け自主的に活動する団体グループの活動拠点施設として、団体の育成と相互交流を支援しながら、市民とともに計画を推進します。

なお、山形連携中枢都市圏連携事業により、村山地域の7市7町による広域活用により圏域全体において、男女共同参画意識の高揚に向けた啓発の充実を図ります。

### 男女共同参画センターで実施する7つの事業

- |         |                 |         |             |
|---------|-----------------|---------|-------------|
| 1. 学習事業 | 2. 男女共同参画宣言都市事業 | 3. 広報事業 | 4. 市民活動支援事業 |
| 5. 相談事業 | 6. 情報収集提供事業     | 7. 交流事業 |             |

※各種事業について、新型コロナウイルス感染症拡大防止を図るため、状況に応じ十分な対策を講じながら事業を実施します。

#### 1 学習事業

各種講座を実施します。なお、必要に応じオンライン講座を実施し、来所が難しい方でも受講できる環境を提供いたします。

##### (1) 自主企画講座

- ・公民連携による女性人材育成事業【新規】

“女性が輝くまち山形”を目指した(株)資生堂、(株)Ridiloverとの共同プロジェクト

「まち、わたし、きらめく Women's Campus 山形」（6月～12月 全8回予定）

地域で活躍する、これからの女性リーダーの養成に取り組む

5/23 トップセミナー          6/3 トークイベント&説明会

6/30～12月 ワークショップ

- ・女性学講座（全1回予定）
- ・エンパワーメント講座（全1回予定）
- ・男女共同参画講座（全1回予定）
- ・イクメン・カジメン・イクジイ講座（全2回予定）
- ・育児サークルリーダー研修会（全3回予定）  
※特定非営利活動法人 やまがた育児サークルランドと共催で実施
- ・DV防止講座（全1回予定）
- ・働く女性の講座（全3回予定）
- ・女性活躍推進講座【女性の地元定着キャリア教育講座】（全2回予定）
- ・健康講座（全4回予定）

##### ①5月29日（日）10時00分～12時00分

##### ◆イクメン・カジメン・イクジイ講座

【感謝を込めて香りのプレゼント～手づくりのフラワーポット～】

講師：フラワーデザインインストラクター 阿部 由希氏



② 6月2日（木）18時30分～20時30分

◆働く女性の講座

【働く女性のための美文字講座～手書き文字をレベルアップ～】

講師：書道家 伊藤 恵氏

③ 6月3日（金）13時00分～15時30分 山形テルサ

◆「まち、わたし、きらめく Women's Campus 山形」トークイベント 事前説明会

【企業・NPOで活躍する女性と考える、これからの生き方】

パネリスト：(株)資生堂 代表取締役常務 鈴木ゆかり氏

コミュニティナースカンパニー(株) 代表取締役 矢田明子氏

★オンライン講座の実施【拡充】

介護や育児等で来所が難しい方へライブ配信により参加を可能とし、学習機会を提供する。

【対象講座】来所しての参加をためらう内容の講座（DV防止講座、LGBTに関する講座等）や、女性の社会参画を支援する講座等

(2) 出前講座

・小・中学生向け出前講座

（第三小・第九小・出羽小・高瀬小・本沢小で開催予定）

・企業・事業所向け出前講座（3事業所で開催予定）

2 男女共同参画宣言都市事業

(1) 男女共同参画週間

①男女共同参画週間（6月23日～29日）に合わせ、啓発パネルの展示等を実施します。

②男女共同参画宣言都市記念講座

6月23日（木）13時30分～15時30分

【藤沢周平文学～世間を超えていく女性たち～】

講師：山形大学 教授 山本 陽史

(2) 女性に対する暴力をなくす運動週間

女性に対する暴力をなくす運動週間（11月12日～25日）に合わせ、パープルリボンツリー・DV防止パネルの展示等を実施します。

3 広報事業

情報紙編集協力員と共に、男女共同参画に関する啓発・情報提供、センター実施講座の周知・報告を目的とした男女共同参画情報紙「ファーラ」（年2回）を発行します。また、情報紙「ファーラお知らせ版」の発行のほか、広報やまがたや山形市のホームページにおいてファーラの各種事業について広報します。

4 市民活動支援事業

(1) 貸館事業

男女共同参画のまちづくりを目指し、自主的に活動する団体へ無料で貸館を行います。

令和4年度より日曜日の窓口業務を平日夜間と同様に警備会社へ委託し、予約受付及び貸館

申請などの窓口業務は月曜日から土曜日までとなります。

(休館日は従来通り祝日と年末年始のみ)

## (2) ファーラ市民企画講座事業

市民との共創の視点で男女共同参画社会づくりを推進するための重要事業と位置付け、引き続きその活動を支援します。

## 5 相談事業

専門の相談員を配置し、きめ細やかな相談事業を展開します。

相談者自らが解決する力を持つことができるよう助言を行うとともに、必要に応じて、更に専門的な相談窓口の情報提供を行ないます。

相談名	実施日	相談員
一般相談 (予約制)	休日及び 12/27～1/4 を除く毎日 (9時～19時、曜日により時間帯異なる)	カウンセラー(女性)
法律相談 (予約制)	月 3 回 (第 2～4 金曜日 午後 4 時～6 時)	山形県弁護士会 所属の弁護士
女性の健康相談 (思春期から更年期まで)	随時	助産師
女性の権利 110 番 (特別実施)	6 月 28 日 (火曜日) 午後 1 時 30 分～3 時 30 分	山形県弁護士会 所属の弁護士

## 6 情報収集提供事業

図書・DVD・新聞情報及び他市等の取組みなどの情報資料を収集し、市民へ提供します。

情報コーナーでは、閲覧の場所を提供し、更に図書等の貸出しも行います。

また、情報整理ボランティア市民スタッフの協力をいただき、情報コーナーの整理を行います。

## 7 交流事業

市民や小グループが打合せや話合いの場として、交流コーナーを自由に使用できるよう開放します。

## II 令和4年度市民企画講座について

市民活動支援事業として実施する市民企画講座は、市民との共創による男女共同参画社会づくりの推進と市民のエンパワーメントをねらいとして平成12年度から実施している事業です。

実施にあたっては、市民団体の自主性を尊重しながら、市はその開催経費及び広報等の支援を行います。

- ①募集期間 令和4年4月19日（火）～令和4年5月10日（火）
- ②講座要件
- ・ 広く一般市民を対象とした男女共同参画実現を目的とした事業
  - ・ 総額が5万円以内の経費で実施可能と見込まれ、市民団体が自主的に準備、開催できること
  - ・ 講師は原則として山形市内及び近隣市町村在住者であること
- ③応募資格
- ・ 男女共同参画を推進する意思を有し、下記の要件を見たす市民団体
    - ア 代表者が山形市に在住、もしくは在勤、在学していること
    - イ 構成員が5人以上であること
    - ウ 目的を持って計画に基づく事業をしていること
    - エ 営利・宗教活動をしていないこと
- ④応募団体 2団体

No.	団 体 名
1	映画で男女共同参画を考える会
2	15YELL（いちごえーる）

⑤選考について

⑥追加募集について